

基安化発第 0323002 号  
平成 17 年 3 月 23 日

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部  
産業廃棄物課長 殿

厚生労働省労働基準局  
安全衛生部化学物質対策課長

### 石綿障害予防規則の制定について（協力依頼）

石綿による労働者の健康障害予防対策については、従来から特定化学物質等障害予防規則（昭和 47 年労働省令第 39 号。）により規制を行ってきたところですが、石綿を含有する石綿セメント円筒等の製造等が昨年 10 月 1 日より禁止されたことにより、国内の石綿の使用量の大部分が削減されたところあります。一方、石綿の多くはこれまで建材として建築物に使用されており、今後この時期に建築された建築物の解体が増加することが予想されています。

このため、建築物等の解体等の作業におけるばく露防止対策等の充実を図った石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号）を別添のとおり制定し、石綿による健康障害予防対策の一層の推進を図ることといたしました。

特に、建築物等の解体等の作業前に行う事前調査を強化し、目視等の調査により石綿等の使用の有無が明らかとならなかった場合には、原則として分析調査を義務付けることとしました。これにより、解体等の作業で発生する廃棄物について石綿を含有するか否かの判断が容易となり、廃棄物を入れた容器等への石綿含有等の表示が行われることから、その後の廃棄物を取り扱う労働者の石綿ばく露防止にも資するものと考えられます。

つきましては、石綿含有廃棄物を取り扱う産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業に従事する労働者に対する石綿ばく露防止の観点から、貴省関係機関等に対し、石綿障害予防規則についての周知を図っていただきますようお願い申し上げます。

なお、社団法人全国産業廃棄物連合会に対して、別途通知済みであることを申し添えます。